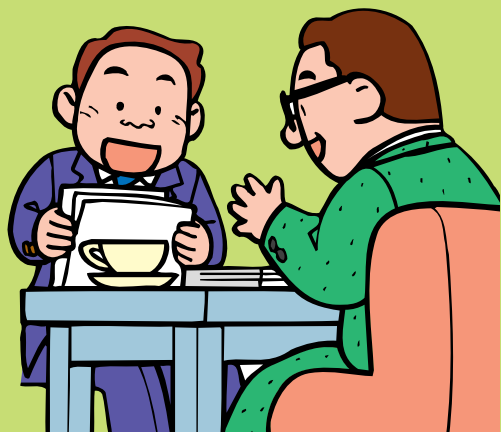


官公需受注の手引き

中小企業者のための 官公庁との 契約のすすめ



官公需契約とは…



官公需契約とは、官公庁や、独立行政法人などが中小企業者のみなさまと取引をすることをいいます。

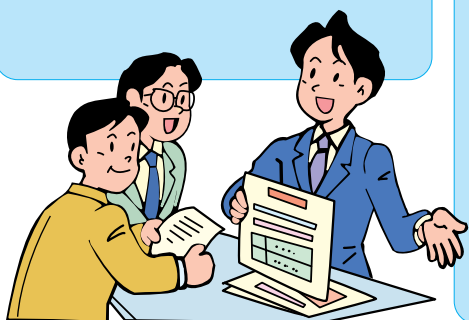
官公需契約には、事務用品や制服などを購入する物品等の調達、庁舎の清掃や警備などをお願いする役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約などがあり、多岐にわたっていることから、さまざまな分野の中小企業者の方が受注することが可能です。

また、対価の支払いについても、会計法などの法令に基づき遅延などはなく、安定していることから、経営面に及ぼす効果も大きなものがあります。

1 国は、中小企業者の受注機会の増大のため、さまざまな取組みをしています (官公需法などの概要)

中小企業 基本法

中小企業の振興・支援について、基本的な理念や方針を定めています。この中で、官公需施策は、“中小企業の経営基盤強化策”の一つとして位置づけられ、受注機会の増大を図るよう定められています。



官公需法

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)では、次のことが定められています。

◇国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と、組合等の活用について

◇「国等の契約の方針」の作成と、公表について

◇国等の機関のほか、地方公共団体における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力についてなど

国等の 契約の 方針

経済産業省(中小企業庁)では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や、受注機会増大のための方策などを「国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定して、公表しています。

◇情報提供の促進

◇官公需適格組合等の活用

◇分離・分割発注の推進

◇技術力のある中小企業者の入札機会の拡大

◇新規開業中小企業者に対する受注機会の増大策など

競争契約参加資格を取得して、入札に参加しましょう!!

◆官公需契約までの手続きの流れは、次のようになります。

1 資格審査 申請書の 提出

- 官公庁との取引の第一歩として、「競争契約参加資格審査申請」が必要です。
- ◇申請書の様式は、各省庁の窓口か統一資格審査申請受付サイトから入手することができます。
 - ◇この資格審査申請は、どこか一つの省庁に提出すれば、全省庁に有効です（持参・郵送またはインターネットを使って直接申請することも可能です）。
 - ◇申請書の提出は、定期（物品、役務については3年に1回、工事については2年に1回定期の受付があります）、または、随時の受付があります。
 - ◇独立行政法人などについては、法人ごとの申請になります。
 - ◇事業協同組合や協業組合などとして申請することも可能です。

2 資格審査 結果の 通知・登録

- ①申請書の生産高などの実績を審査し、A～Dの等級に区分され（「等級区分」）、資格審査結果通知書により、申請者本人に通知されます。
- ②資格等級は、全省庁統一の名簿に登録されます。（「全省庁統一資格」）（注）
- ③全省庁統一資格は、最長3年間、有効です（工事については、最長2年間、有効です）。

3 入札公告

- ①各省庁で行う入札公告に記載された等級区分に応じて、参加できます。
◇発注などに関する情報は6ページをご参照ください。
- ②次の方の場合、等級区分に関する特例措置、弾力化の適用がありますので、入札を行う省庁とご相談してください。
 - ◇技術力のある中小企業者
 - ◇ベンチャー企業などの新規開業中小企業者

4 契約書の 作成

- ◇入札に参加し、落札できれば、契約書を取り交わし、履行することとなります。

5 納入等

- ◇納入後、検査・確認があり、完了後、対価の支払いが行われます。

（注）この名簿は、一般競争入札のほか、指名競争入札や随意契約による場合にも、活用されることとなります。

官公需適格組合を活用して入札に参加しましょう!!

中小企業経営における制約の多くは、経営規模が小さいことに起因するものが少なくありません。1社では受注できないような高額の場合でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。こうして生まれたのが、協同組合などによる官公需の共同受注です。

国では、中小企業者のみなさまの積極的な取り組みを支援するため、「国等の契約の方針」において、官公需適格組合の活用を進め、受注機会の増大を図ることとしています。



- ◆官公需適格組合制度は、①官公需受注に関して熱心な指導者がいること、②十分な経理的基礎があることなど、共同受注体制が整備されている事業協同組合などを中小企業庁（経済産業局長）が証明し、国等の発注機関が積極的に活用することとしている制度です。
- ◆証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査の際に、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算して、上位の等級に格付けされる特例があります。

A 事務用品販売協同組合の取り組み

A組合は、組合設立時から官公需の共同受注を重要な事業として位置づけており、組合員全員で営業活動などに取り組んでいます。毎月の研修会などを通じて、仕入れシステムの検討などを行い、大手販売業者などに負けない価格での納入を可能としています。

官公需適格組合証明は、設立してから3年目に取得、現在は、地元の市が推進している環境対策に対応し、環境省が進める「エコアクション21」の認証を取得しています。

こうした活動が地域に貢献する組合として認められ、市の取り扱う文具用品等の受注を得ています。

B 建設事業協同組合の取り組み

B組合は、組合設立時から「官公需を柱に民間多角化」という戦略のもと、公共住宅の建築や、これらのリニューアル工事などのほか、民間のビルマンションの建築・リニューアル工事などに重点を絞り、施工能力を強化して、大型工事の受注も可能な体制に整備しています。

「建設工事組合」として初めてISO9000を取得し、現在は、ISO9001:2000年版に切り替え、顧客満足度と、品質の向上を追求しています。中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の認定を受け、新たな工法の開発や、新市場の開拓などを積極的に推進しています。

◇ 官公需適格組合制度についての詳細は、各都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせください。

技術力のある中小企業者には 入札参加資格の特例措置があります!!

技術力のある中小企業者は、ものづくりなど、わが国経済の重要な担い手であり、活力ある経済社会を構築するためには、なくてはならない存在です。このような技術力のある中小企業者の事業活動を支援するため、官公需の受注機会の拡大のための措置があります。

国や独立行政法人などの入札公告などをご覧になり、積極的にご活用ください。

- ① 国や独立行政法人などでは、技術力のある中小企業者の「等級区分」について、特例措置を設けています。

たとえば、試験研究機器、医療機器、精密加工技術を要する装置類などの物品や、高度な情報システム開発などの役務サービスの提供などのあらゆる分野に適用されます。

- ② 「等級区分」の特例とは、競争参加資格の等級が低い場合でも、一定の条件を満たせば、上位の等級の入札に参加が可能になるというものです。（通常は、資格審査結果の等級区分に応じて、入札に参加することとなりますが、特例では、たとえば、等級区分がDの方でも、要件を満たせば、最大Aランクの入札に参加できます。）

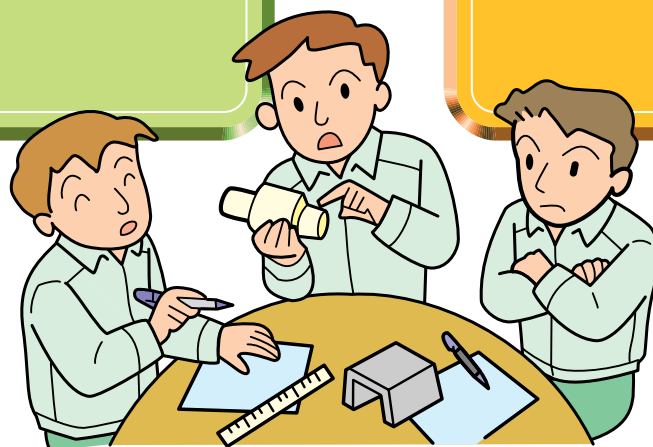


上位等級入札の特例措置

入札物件と同等以上の仕様の物件を製造等した実績を、カタログなどにより証明できる方

又は

特許保有件数、技術士資格保有者数、技能認定者数により定められた点数を加算した場合に、上位の等級になる方



新規開業者のみなさまも入札に参加できます!!

新規に開業された中小企業の方も、官公庁等との契約にチャレンジが可能です。
ぜひ資格審査申請を行っていただき、積極的に入札にご参加ください。

- ① 技術力のあるベンチャー企業などは、4ページの入札参加資格の特例措置を活用することにより、受注の機会が拡大します。
- ② 中小企業技術革新制度（SBIR）のデータベースの活用などで技術評価を行い、技術力のある中小企業からの調達に関しては、入札参加資格の弾力化の措置がとられています。
このほか、ベンチャー企業からのIT関連の調達においても、システムの開発実績などを考慮した入札参加資格の弾力化の措置がとられています。



株式会社Aの取り組み

A社は、理化学機器や計測機器の設計・製造・販売を行っており、気密分野の独自技術をコアに、新分野への飛躍を目指して創業した、研究開発型企业です。創業後間もなく、県の「技術力あるベンチャー企業等推薦」を受け、これを武器に、国の研究機関を中心に営業活動を実施。

創業した年から農水省関連の研究機関から、理化学機器などの受注に成功しました。その後、売上高の3割程度を官公庁からの受注が占めるようになっており、経営の大きな柱となっています。

官公需は、技術の向上を追求するA社にとって、官民が連携した研究開発による新たな技術開発にもつながることから、今後も積極的に取り組むこととしています。

企業組合Bの取り組み

管理者の高齢化などで運営が困難になった薬湯温泉として知られる東北地方の湯治場。地元民の熱意を受けて、町が施設を再整備し、地元有志によって設立された企業組合が、指定管理者として管理運営に当たることとなりました。

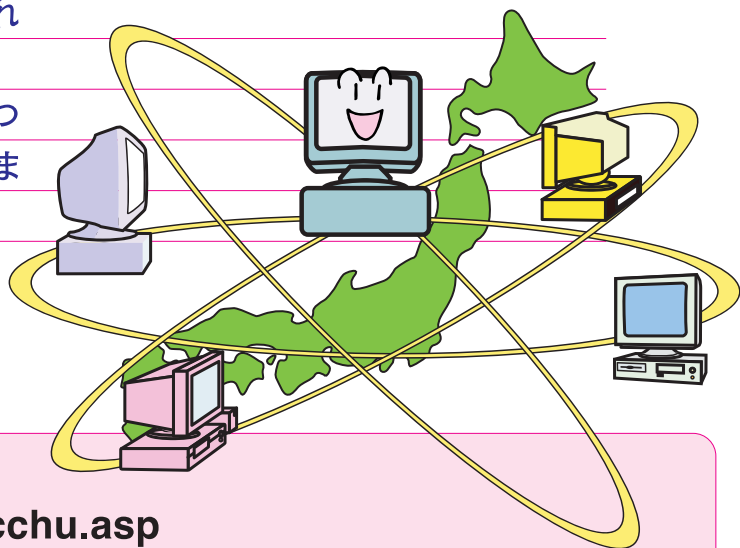
組合では、温泉浴場の管理、宿泊施設の運営、地場産品や飲食物の販売などを、主な事業として展開するとともに、温泉のそばを流れる川での、屋形船の運航も実施しています。

また、地元の祭礼などのイベントにも積極的に参加するほか、近隣のキャンプ場との連携で、誘客増進にも取り組み、地域の活性化にも貢献しています。

6 発注などに関する情報を入手しましょう!!

官公庁等の発注や、統一資格審査申請などに関する情報は、官公庁等のホームページにアクセスして、入手することが可能です。下記の全国中小企業団体中央会のホームページから入れますので、ぜひご覧ください。

また、下記の機関でも、官公需についてのさまざまな情報を提供していますので、ぜひご覧ください。



◆全国中小企業団体中央会

<http://www2.chuokai.or.jp/hacchu.asp>

各省庁の発注情報の予定等がご覧になれます。

◆各省庁調達情報の提供サイト（総務省）

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/TopPage.html>

工事を除く各省庁の発注情報を一括してご覧になれます。

◆統一資格審査申請書のダウンロード

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

◆工事に関する入札情報サービス（(財)日本建設情報総合センター）

<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>

工事の発注に関する情報がご覧になれます。

◆中小企業庁

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

以下の官公需情報がご覧になれます。

- ・「中小企業者に関する国等の契約の方針」
- ・官公需に関する国等の発注機関一覧
- ・官公需適格組合名簿
- ・官公需適格組合便覧（適格組合のみなさまの事業概要やPRが載っています）
- ・技術力のある中小企業者の入札参加資格の特例措置の拡充について など



官公需に関する お問い合わせは

経 済 産 業 局	直通電話番号
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局 産業部 中小企業課	022-222-2425
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0323
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局 産業部 中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局 産業部 中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局 産業部 中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局 産業部 中小企業課	092-482-5447
沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	098-862-1452

中 央 会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	024(536)1261
茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	043(242)3277
東京都中小企業団体中央会	03(3542)0386
神奈川県中小企業団体中央会	045(633)5131
新潟県中小企業団体中央会	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	052(229)0044
岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1100
三重県中小企業団体中央会	059(228)5195
富山県中小企業団体中央会	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	0776(23)3042

中 央 会	電話番号
滋賀県中小企業団体中央会	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	075(314)7131
奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4370
兵庫県中小企業団体中央会	078(331)2045
和歌山県中小企業団体中央会	073(431)0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	089(943)7285
高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	098(859)6120

全国中小企業団体中央会連携支援部

03-3523-4904(直通)

中小企業庁事業環境部取引課

03-3501-1669(直通)